

令和元年度の独立行政法人工業所有権情報・研修館における
中小企業者に関する契約の方針

令和元年10月

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第5条の規定に基づき、令和元年度の独立行政法人工業所有権情報・研修館（以下「情報・研修館」という）における中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針を以下のとおり定める。

第1 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

- (1) 令和元年度の情報・研修館における官公需総実績額に占める中小企業・小規模事業者向け契約について、平成30年度目標の水準を引き続き堅持し、金額比率が71.6%以上になるよう努めるものとする。
- (2) 中小企業・小規模事業者向け契約目標のうち、新規中小企業者（創業10年未満の中小企業者）の契約比率については、少なくとも平成30年度新規中小企業者向け契約実績3.59%を上回るように努めるものとする。
- (3) 本方針の策定や実績及び課題の把握等を行い方針に定めた措置等の円滑な推進を図るため、情報・研修館に推進本部を設置する。
推進体制は、別紙のとおりとする。

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

情報・研修館における中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置については、基本方針に即するとともに、次の事項について取り組むこととする。

- (1) 官公需情報の提供の徹底
 - ・物件、工事及び役務（以下「物件等」という）であって、一般競争、企画競争又は公募による調達情報及びそれらに係る落札結果等に関する情報を、情報・研修館ホームページへの掲載等により、引き続き中小企業・小規模事業者に提供するものとする。
- (2) 官公需情報ポータルサイトの活用の促進
 - ・情報・研修館と取引等のある中小企業・小規模事業者に対して官公需情報ポータルサイト（<http://www.kkj.go.jp/s/>）を紹介する等、当該サイトの活用を促進するものとする。
- (3) 中小企業・小規模事業者が受注しやすい発注とする工夫
 - ・物件等の発注に当たっては、内容に応じて総合評価落札方式の適切な活用に努め、評価の際に価格以外の要素を適切に評価するとともに、その前提として品質・機能の水準等を明確にする発注仕様書の作成に努めるものとする。また、総合評価落札方式の活用にあたっては、審査項

目の設定方法等についての検討を行う。

- ・物件等の発注に当たっては、政府が進める「働き方改革」関連の取組や関係省庁からの要請等に留意しつつ、複数年契約の活用、効率的な早期発注時期のスケジュールリング等により平準化を図り、適正な納期・工期を設定し、中小企業・小規模事業者が十分対応できるよう配慮するものとする。
- ・中小企業・小規模事業者が余裕をもって計画的に参加できるよう、説明会から入札までの期間を十分に確保するものとする。
- ・著作権等の知的財産権が含まれる印刷製造の発注等に当たっては、知的財産権の使用等についてその範囲を事前に検討した上で、その取扱いを書面で明確にするよう努める。
- ・特に人件費比率の高い役務契約について、業務内容に応じて部分払い（毎月払い等）を行うよう配慮することに努める。

(4) 中小石油販売業者に対する配慮

- ・災害時の燃料供給協定を締結し、官公需適格組合の証明を受けている組合をはじめとする石油組合を対象として、災害時だけではなく、平時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、当該協定を締結する石油組合及び当該協定に参加する中小石油販売業者に係る受注機会の増大に努めるものとする。
- ・災害時の燃料供給協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場合であって、経済合理性・公正性等に反しない適正な調達ができるときには、極力分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。
- ・災害時の燃料供給協定を締結している石油組合を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場合であって、経済合理性・公正性等に反しない適正な調達ができるときには、当該石油組合との随意契約を行うことができることに留意するものとする。

(5) 最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直し

- ・特に人件費率の高い役務契約であって人件費単価が低い業務（清掃等）に関し、年度途中に最低賃金額の改定があった場合は、適正な価格で契約金額の見直しが行われるよう検討し対応するように努めるものとする。

(6) 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保

- ・契約の締結等に当たっては、消費税率引き上げ分の予定価格への反映等、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号）等の関係法令を遵守するものとする。

第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

情報・研修館における新規中小企業者等の活用のために講ずる措置については、基本方針に即する

とともに、次のとおり取り組むこととする。

- (1) 契約相手が新規中小企業者であるときは、独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営する「ここから調達サイト」(<https://u10sme.smr.j.go.jp/>)への登録を促すものとする。
- (2) 物件等の発注に当たっては「ここから調達サイト」等を利用し、可能な限り新規中小企業者に競争への参加を促すものとする。
- (3) 中小企業等協同組合（昭和24年6月1日法律第181号）に基づいて設立された事業協同組合等及び同事業協同組合等の中から共同受注体制が整っていること等の要件を満たす組合で中小企業庁が証明した官公需適格組合の受注機会の確保に努めるものとする。

第4 前3号に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

- (1) 上記第1（3）で設置した推進本部は、国等における優良な取り組み等の情報を適宜収集して情報・研修館内に共有を図り、中小企業者の受注の機会の増大を推進するものとする。
- (2) 推進本部は、中小企業者・小規模事業者の契約実績（新規中小企業者の契約実績も含む）を踏まえ、必要に応じて改善策を検討する等、中小企業者の受注の機会の増大に必要な措置を講ずるものとする。

独立行政法人工業所有権情報・研修館における中小企業者に関する契約の方針 推進体制

推進本部

本部長	総務部長
副本部長	総務部長代理（総括担当）
本部員	公報閲覧・相談部長代理（調整担当）
	研修部長代理（調整担当）
	知財人材部長代理（調整担当）
	知財情報基盤センター長補佐（調整担当）
	知財活用支援センター長補佐（企画調整担当）
	近畿統括本部事業推進部長代理

（事務局	総務部総括担当）
------	----------